

3-3. 自然再生の対象となる区域

全体構想において、「自然再生の対象となる区域」は地域における客観的かつ科学的なデータを基礎として、できる限り具体的に設定する必要があります。

記載項目の例

- 協議会が設定した「自然再生の対象となる区域」については、地図等に明示しながら記載します。
- 対象区域を設定した根拠や理由は「対象区域設定の考え方」に記載します。
- 対象区域における自然環境の状況や社会的状況は、「対象区域の概況」に記載します。
- 自然再生事業を実施するにあたっての「対象区域の課題」を記載します。

解説

(1) 「自然再生の対象となる区域」検討における留意事項

▶ 自然再生の対象となる区域の範囲

「自然再生の対象となる区域」の範囲は、自然再生の内容によって異なることもあり、どのような区域を設定するのかといった具体的な基準等を設けていません。対象区域は、自然再生の目標や対象、合意可能な範囲等を踏まえて、協議会で決定していくことが重要です。

全体構想では協議会全体で取り扱う自然再生の対象となる区域の範囲を規定し、個々の自然再生事業の対象となる区域は実施計画において規定します。このため、全体構想における対象区域の範囲は、実施計画における対象区域より広く設定しても問題ありません。

【事例】協議会の自然再生の対象となる区域の設定例

| | 協議会名 | 自然再生の対象となる区域 |
|----|---------------------------|--|
| 1 | 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会(埼玉県) | 荒川中流域の太郎右衛門橋下流約4km 区間(約50.4km～54.0km) |
| 2 | 釧路湿原自然再生協議会(北海道) | 釧路湿原をつくりだした釧路川水系の集水域(分水嶺から河口までのすべての流域)。面積は約25.1 万ha。 |
| 3 | 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会(静岡県) | 巴川の中流部、静岡駅の北方約5kmに位置する麻機遊水地。第1工区(約22ha)、第3工区(約55ha)、第4工区(約32ha)の総面積約109ha。 |
| 4 | 多摩川源流自然再生協議会(山梨県) | 対象区域は多摩川流域全域に及ぶが、先ず、源流域の山梨県小菅村を中心に進める。 |
| 5 | 神於山保全活用推進協議会(大阪府) | 東縁及び西縁を市道福田内畠線と府道岸和田港塔原線によって区切った面積約 180ha の範囲 |
| 6 | 樺原湿原地区自然再生協議会(佐賀県) | 樺原湿原(佐賀県東松浦郡七山村池原字樺原)、昭和51年3月、佐賀県自然環境保全地域の指定範囲である特別地区8 ha、普通地区113 haの合計121 haの範囲 |
| 7 | 樺野川河口域・干潟自然再生協議会(山口県) | 樺野川河口干潟(樺野川河口域から阿知須、岩屋にかけての山口湾に広がる干潟(約344ha))等 |
| 8 | 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会(茨城県) | 霞ヶ浦(西浦)中岸の田村揚排水樋管から戸崎1号排水樋管に至る区間(概ね西浦中岸6.0km～9.5km の区間)の湖岸域とする。陸側の区域は、堤脚水路を含む範囲とする。沖側は概ね湖岸から 100m 程度を対象区域とする。 |
| 9 | ぐぬぎ山地区自然再生協議会(埼玉県) | 川越市、所沢市、狭山市、三芳町の3市1町の行政界に位置する約152ha の平地林の区域 |
| 10 | 八幡湿原自然再生協議会(広島県) | 広島県山県郡北広島町東八幡原の県有地約17.56ha |
| 11 | 上サロベツ自然再生協議会(北海道) | 主として、豊富町地内の国立公園である上サロベツ湿原とする。ただし自然再生に資する事業は、上サロベツ湿原区域の自然環境に直接的に影響を及ぼすことが考えられる範囲で実施できる。 |
| 12 | 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会(東京都) | 事業対象地区：野川第一調節池、第二調節池、野川(小金井新橋～二枚橋) 関連する地区：上記の対象地と関わりの深い、はけの森、武蔵野公園、及び過去に対象地区の水田へ給水していた湧水・用水路等 |
| 13 | 蒲生干潟自然再生協議会(宮城県) | 国指定仙台海浜鳥獣保護区蒲生特別保護地区(49ha)及び、宮城県土木部が管理する緩衝緑地等(7.8ha)、合計58.4ha |
| 14 | 森吉山麓高原自然再生協議会(秋田県) | 秋田県北秋田市森吉山麓高原1-1(面積487.7ha)。森吉山頂の東部にあたり、ノロ川左岸と東又沢に挟まれた区域。 |
| 15 | 竹ヶ島海中公園自然再生協議会(徳島県) | 海中公園地区をもっとも重要な対象区域とし、海中公園を囲む周辺の海域と、海部川、宍喰川、および野根川の3 水系の河川流域とその周辺地域を対象範囲とします |
| 16 | 阿蘇草原再生協議会(熊本県) | 熊本県阿蘇市及び阿蘇郡(南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村)内の草原及びその周辺とし、過去に草原であった場所も含むものとします。 |
| 17 | 石西礁湖自然再生協議会(沖縄県) | <p>■自然再生の対象となる区域 ①重要な区域: <石西礁湖> 西表石垣国立公園の公園区域を参考に、東西約30km、南北20km で囲まれる礁湖内の海域(加屋真島、新城島、西表島東岸及び石垣島南東のサクラグチを含む海域)とする。 ②関連する区域: <石垣島・西表島周辺海域(「重要な区域」と重複しない)> 石垣島及び西表島周辺海域のうち、概ね50mの等深線に囲まれる範囲を基本とし、西表島や石垣島の周辺に発達した湾や裾礁などを含むように設定する。 ■自然再生に関連する活動を行う区域: <自然再生対象区域及びその周辺区域> 上記①及び②に囲まれる範囲の陸域とする。</p> |

| | | |
|----|-----------------------|---|
| 18 | 竜串自然再生協議会(高知県) | (1)対象区域(海域) 竜串湾の西側に位置する城ノ岬の南端と、東側に位置する千尋崎の見残し湾から南西に延びる岬の先端を結んだラインの北側の区域(約320ha)。 (2)関連区域(陸域) 竜串湾に注ぐ三崎川および遠奈路川の流域に、竜串湾の西端に近く、竜串湾にも大きな影響を与えるものと考えられる宗呂川流域を加えた区域(約7,780ha)。 |
| 19 | 中海自然再生協議会(島根県・鳥取県) | 境水道を含む中海本体(86.8km ²)と大橋川を除く中海に直接流入する河川の全集水域(595km ²) |
| 20 | 伊豆沼・内沼自然再生協議会(宮城県) | 栗原市、登米市内の5つの流域(荒川、八沢川、太田川、伊豆沼直接流入域、内沼直接流入域)を含めた伊豆沼・内沼流域(総面積5,265ha) |
| 21 | 久保川イーハトーブ自然再生協議会(岩手県) | 概ね久保川流域の羽根橋から上流の立石地域まで |
| 22 | 上山高原自然再協議会(兵庫県) | 上山高原エコミュージアムの圏域(上山高原及びその周辺集落、国有林等を含む約3,550ha) |
| 23 | 三方五湖自然再生協議会(福井県) | 三方五湖流域およびその周辺地域 |
| 24 | 多々良沼・城沼自然再生協議会(群馬県) | 多々良川流域(1.7km ²)、孫兵衛川流域(5km ²)、鶴生田川流域(17km ²) |
| 25 | 高安自然再生協議会(大阪府) | 八尾市高安地域全域(約8km ²)(案) |
| 26 | 北潟湖の自然再生に関する協議会(福井県) | 北潟湖及び北潟湖に流入する河川の周辺地域(案) |

▶ 広域的な自然再生

地域の自然環境は流域の水循環や物質循環、野生生物の移動等を介して周辺地域と密接に関係していることから、地域の生態系の特性に応じて、周辺地域のつながりや流域単位の視点などの広域性も考慮しながら、対象区域を設定しましょう。(例:保全対象のほか、環境負荷の発生源と考えられる区域も包括して設定することがある。)

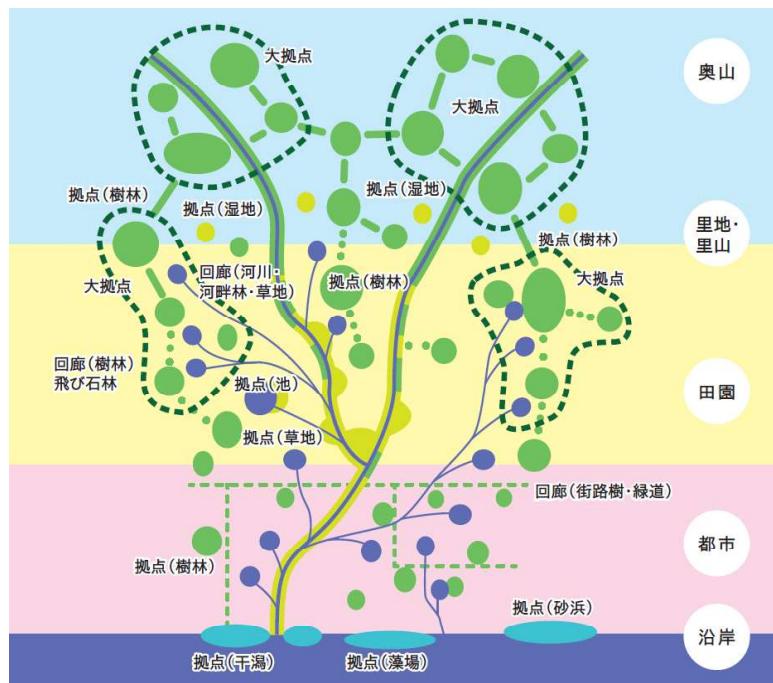
ただし、当初から大きな河川の上流から下流までのように区域を大きくした場合、関係者の合意を得て自然再生協議会を発足させるのが困難になる可能性もあります。このため、協議会の最初の立ち上げ時は関係者との話し合いが可能となる現実的な範囲から始めて、取り組みの進展に伴い対象区域を広げていく方法も考えられます。

広域的な視点による生態系ネットワークの考え方

生態系ネットワークとは、生物多様性が保たれた国土を実現するために、保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、これらを有機的につなぐ取り組みです。

森・里・川・海の自然のつながりは、国土レベルでの生態系ネットワークの基軸であり、その形成には関係する機関・団体等が積極的に連携して取り組むことが必要です。

生態系ネットワークは、地域の自然環境を豊かにするとともに、地域振興や経済活性化につながるものとして期待されています。



出所：あいち生物多様性戦略 2020（愛知県、2013）

(2) 「自然再生の対象となる区域」等の記載における留意事項

▶ 自然再生の対象となる区域の範囲

対象区域の地理上の位置と範囲は、全体構想に必須の記載項目であり、「位置」と「範囲」を表す縮尺の異なる少なくとも2種類の地図（または航空写真等）と、文章による簡潔な説明を記載することが一般的です。

【自然再生の対象となる区域の記載事例①】 中海自然再生全体構想

5 自然再生の対象となる区域

中海自然再生全体構想の対象区域は、境水道を含む中海本体（86.8km²）と大橋川を除く中海に直接流入する河川の全集水域（595km²）です。流域には、島根県松江市、安来市、東出雲町、鳥取県米子市、境港市が含まれます。



【自然再生の対象となる区域の記載事例②】森吉山麓高原自然再生全体構想

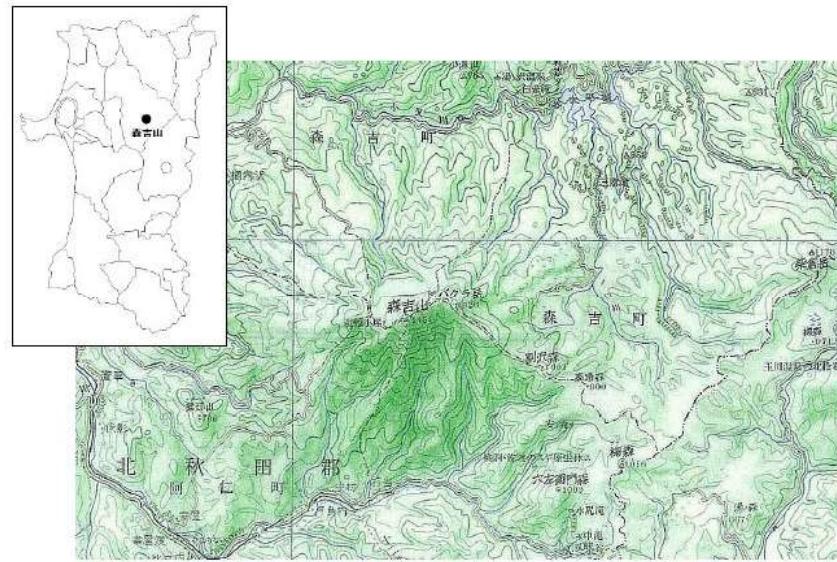


図1-1 森吉山位置図

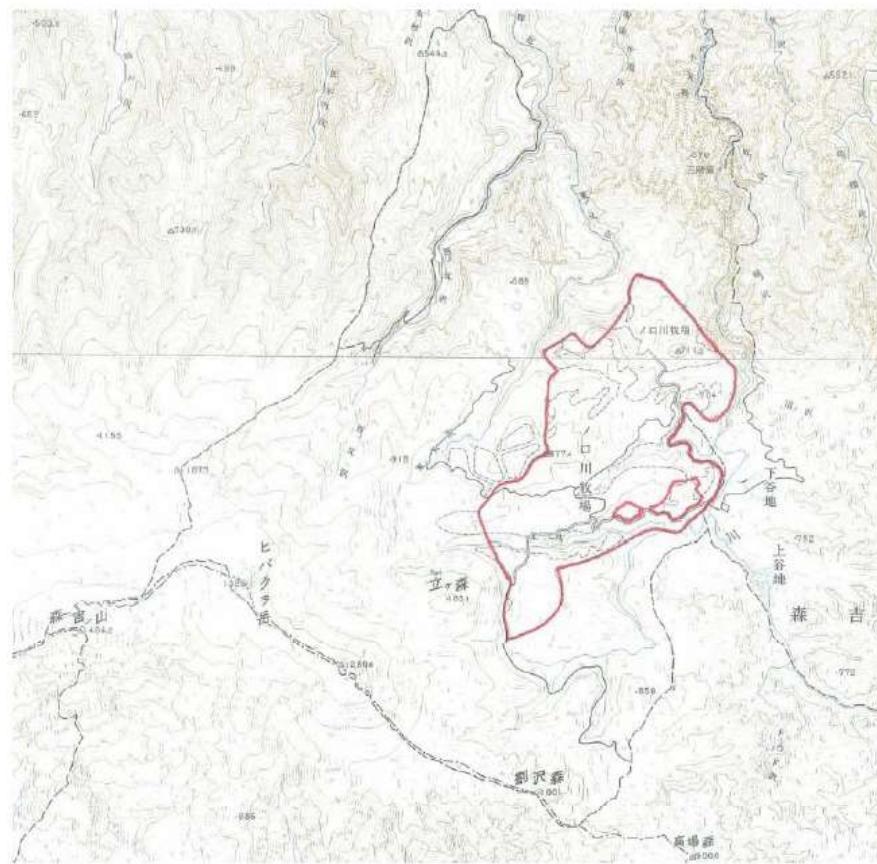


図1-2 自然再生の対象となる区域

【自然再生の対象となる区域の記載事例③】 上山高原自然再生全体構想

2-1 対象地域

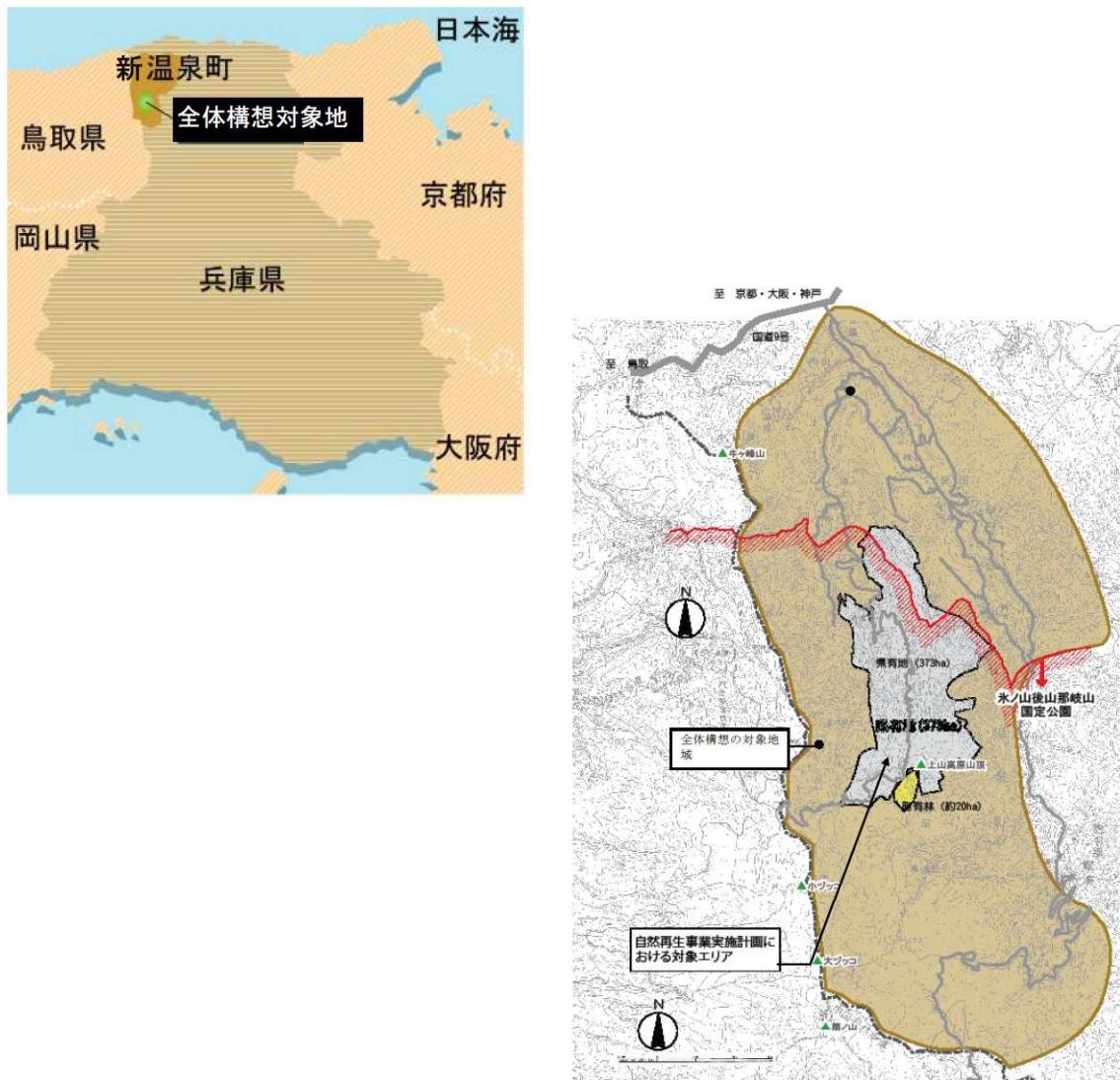
全体構想の対象地域は、上山高原エコミュージアムの圏域（上山高原及びその周辺集落、国有林等を含む約 3,550ha）を対象地域とします。

このうち、自然再生事業については、高原部となる県有地（373ha）および町有地（約 20ha）において進めています。

■ 位置、区域及び面積

| 位 置 | 区域概要 | | 面 積 |
|------------|-----------------|-----|----------|
| 兵庫県美方郡新温泉町 | 上山高原エコミュージアムの圏域 | | 3,550ha |
| | 本実施計画 | 県有地 | (373ha) |
| | 対象範囲 | 町有地 | (約 20ha) |

位置図



■全体構想対象地域と自然再生事業実施地域

▶ 対象区域設定の考え方

対象区域を設定した考え方を記載します。自然再生の対象や目標との整合性、取り組みの広域化の検討、地域の合意の範囲や協議会での検討の経緯等の記載が想定されます。

▶ 対象区域の概況

対象区域の概況は、自然再生の対象区域や目標等の理解・認識に必要な情報について、事前の地域概況調査の結果を踏まえて、自然環境の状況や社会的状況について記載します。

記載項目は以下の例が参考になりますが、記載する分量によっては別途章や節を立てることも考えられます。ただし、事前調査の結果等地域の概況を必要以上に多く記載すると、その分全体構想の容量が大きくなり、読みにくい資料となる懸念もあります。記載する内容は、構想の説明に必要な最低限に説明にとどめて、地域概況調査の結果は別の参考資料でとりまとめるなどの工夫をしましょう。

表：対象区域の概況の記載項目

| 記載項目例 | | | |
|-------|-------------------------------|-----------------|-------------------------------------|
| 自然環境 | ・地形 ・気候 ・希少種 | ・地質 ・景観 | ・流況 ・動物相 |
| 社会的状況 | ・歴史 ・土地利用 ・対象区域に関わる事業計画 | ・風俗、風習 ・地域指定 | ・人口の推移 ・土地所有状況 ・自然再生への取り組みの経緯 |

▶ 対象区域の自然環境の課題

自然再生は過去に損なわれた自然環境を取り戻すことを目的としており、自然再生を進める上では、対象区域の自然環境の課題の整理は不可欠であり、多くの既存の協議会において章や節を設けて課題について記載しています。

課題については、相関図や系統図等を活用しながら、課題同士の関連性にも留意して整理することにより、その構造が把握しやすくなるでしょう。



チェックポイント



- 全体構想に自然再生の対象となる区域は明示されていますか。

【自然環境の課題同士の関連性の記載事例①】 多々良沼・城沼自然再生事業全体構想

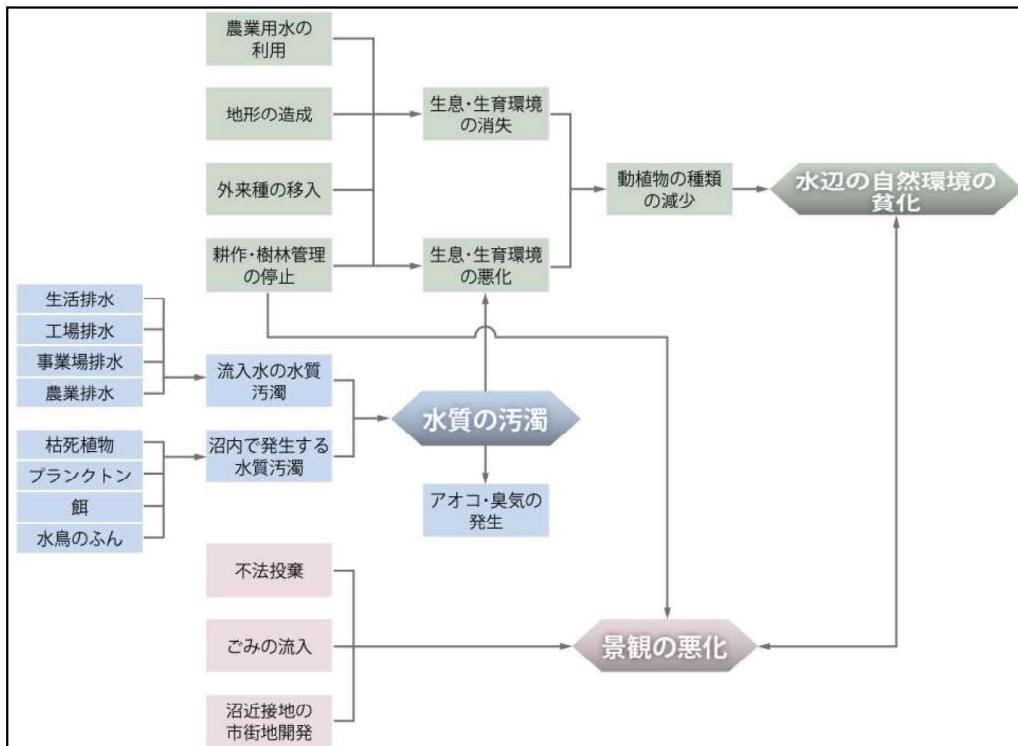
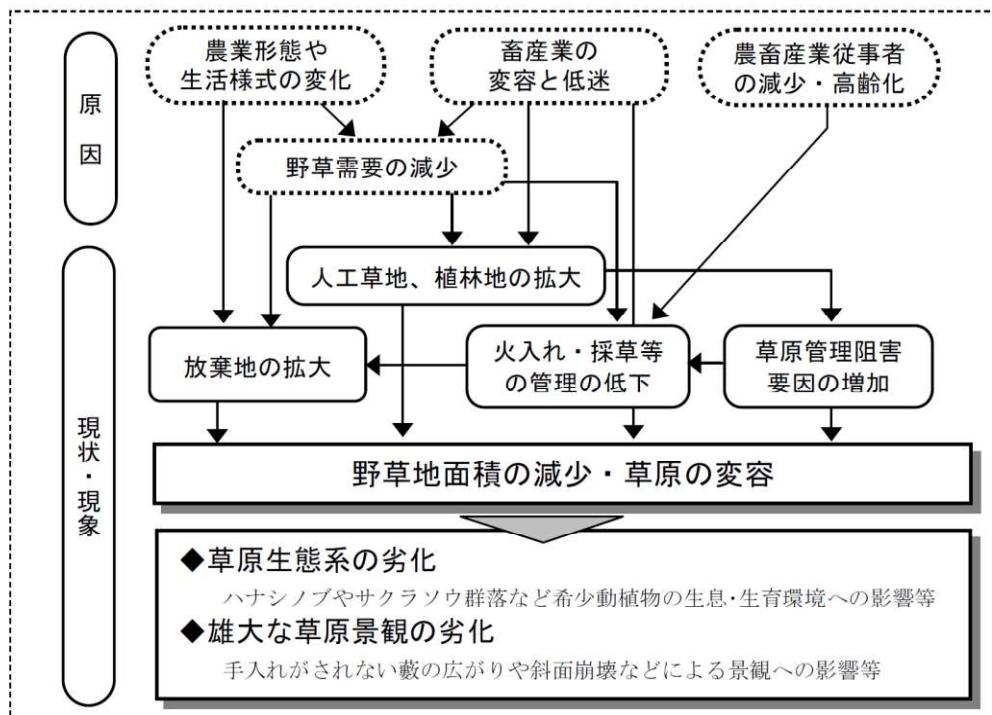


図-23 多々良沼・城沼の現状の課題の関連

【自然環境の課題同士の関連性の記載事例②】 阿蘇草原再生全体構想

阿蘇の草原の現状



【自然環境の課題同士の関連性の記載事例③】伊豆沼・内沼自然再生全体構想

(4) 各課題連関図

伊豆沼・内沼の現状と課題の関連図を図式化すると、以下のとおりである。

